

指定障害児通所支援事業者に対する運営指導における指摘事例

※法令等略語

留意事項

- ・・・「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号）

条例

- ・・・「宇都宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和元年 7 月 3 日）

○ 「欠席時対応加算」について、利用者が欠席した際の対応記録が不十分

根拠： 留意事項第二の 2（1）⑪

指導： 当該利用者の状況，相談援助の内容等を記録すること。

○ 「欠席時対応加算」について、利用者が急病等により利用を中止した場合以外においての請求

根拠： 留意事項第二の 2（1）⑪

指導： 加算を算定できるのは利用者が急病等により利用を中止した場合である。支給を受けた給付費について、過誤調整を行うこと。

※「家事都合」「雨のため」「定期通院のため」は算定不可

○ 「家族支援加算」について実施場所・所要時間・方法の記録が不十分

根拠： 留意事項第二の 2（1）⑤

指導： 実施場所・所要時間・方法により単位数が異なるため，実施場所・所要時間・方法について記録すること。

○ 「個別サポート加算（Ⅰ）120単位/日」の請求にあたり、請求要件を満たさず算定

根拠： 留意事項第二の 2（1）⑫の 6

指導： 令和 6 年度報酬改定で見直しがあったため，請求要件（受給者証の標記など）を再度確認すること。支給を受けた給付費について，過誤調整を行うこと。

○ **「専門的支援実施加算」の請求にあたり、月の算定限度回数を超えての算定**

根拠： 留意事項第二の2（1）⑫

指導： 限度回数を超えて支給を受けた給付費について、過誤調整を行うこと。

○ **利用者の個別支援計画について、アセスメント・個別支援計画の原案・検討会議の会議録・モニタリングの実施記録等が確認できない**

根拠： 条例第28条，第84条において準用する第28条

指導： 支援計画の作成に係る一連の流れが把握できるよう記録を作成し、保管すること。